

令和7年度 小型除雪機・安全用具購入補助金

長岡市では、自力での除雪が困難な世帯を支援する共助組織に対し、小型除雪機と安全用具の購入補助を行っています。

対象団体

長岡市内に所在する集落、町内会、自主防災会、集落・町内会を基盤とする共助組織（5人以上で構成のこと）、NPO法人等の営利を目的としない団体。

対象物品

- ・以下の（１）または（２）の物品の購入を補助します。
- ・新品購入を対象とし、個人売買や配送料等諸経費は補助対象外です。

（１）ハンドガイド式小型除雪機

馬力等は問いません。オプション購入は対象外です。

（２）安全用具

① 安全はしご

- ・はしごからまっすぐ屋根に乗り移ることができるもの（最上段のステップから手がかり部の先端まで概ね 50 センチ以上あるもの）で、はしごの横滑りを防ぐ安全対策がとられているもの（安定器等）。
- ・上記に加え安全対策のためのオプション購入や加工代も対象。

② 安全用具

- ・安全帯、カラビナ、命綱、ヘルメット等。
- ・命綱をつけて除雪作業を行う団体が対象です。

補助金額

ハンドガイド式小型除雪機または安全用具の購入に要する経費の 3 分の 2 の額（千円未満切捨て、上限 10 万円）

補助件数：先着 5 団体

募集期間：令和 7 年 10 月 14 日（火）～12 月 26 日（金）必着

補助要件

次の全ての要件を満たすこと。

- ・ 団体で除雪作業ルールを定め、除雪困難世帯への支援活動で使用する。
- ・ 除雪困難世帯の屋根雪下ろしとそれに付随する個人敷地内の除雪作業で使用する。
- ・ 既に同様の支援活動を行っている場合は、支援先を拡充するなど活動を強化すること。
- ・ 除雪作業は2人以上で行うこと。
- ・ 作業による事故等については、自己責任となるため、安全に十分注意し、作業を行うこと。
(任意保険への加入を検討してください。)
- ・ 令和9年度まで毎年度、活動状況を市に報告すること。

手続きの流れ

補助金は、物品を購入して除雪活動を行った後、額の確定後に支払います。

- ① 申請書を長岡市へ提出。(受理されると、長岡市から交付決定通知書が届きます。)
- ② 交付決定通知が届いたら、物品を購入。除雪支援を実施。
- ③ 除雪支援が終了したら、実績報告書を長岡市へ提出。(長岡市が確認後、額の確定通知書が届きます。)
- ④ 額の確定通知書が届いたら、請求書を長岡市へ提出。(長岡市から補助金が支払われます。)

※団体の財政状況により概算払いが必要であると市が認めた場合は、物品購入後に支払いを行うことができます。

詳しくは長岡市ホームページで ➡
申請書類もダウンロードできます。



【問い合わせ】

〇〒940-0062 長岡市大手通 2-6 大手通庁舎 5 階 長岡市地域振興戦略部
TEL : 39-2515

【提出先】

〇〒940-0062 長岡市大手通 2-6 大手通庁舎 5 階 長岡市地域振興戦略部
〇各支所の地域振興・市民生活課